

1. 相談の窓口

相談窓口は、区役所をはじめとする公共機関のほか、区民の方々による身近な相談窓口もあります。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。なお、相談の際は事前に連絡をして、相手先・持ち物等を確認してください。

●民間の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
福祉全般についての相談	身体障害者相談員・知的障害者相談員	14 ページ
生活についての相談	民生委員・児童委員	14 ページ
資金の貸付、ボランティア等の相談	墨田区社会福祉協議会	14 ページ
	すみだボランティアセンター	92 ページ

●区役所の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
障害のある方（お子さま）に関する福祉全般の相談	障害者福祉課	9 ページ
健康面の相談	保健センター	12 ページ
	すみだ福祉保健センター	92 ページ
虐待の相談・通報	障害者虐待防止センター	11 ページ
児童手当等の相談	子育て支援課	10 ページ
高齢者の相談	高齢者福祉課	
介護認定等の相談	介護保険課	
年金の相談	国保年金課	
就学相談	教育委員会 学務課	

●その他の官公署の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
お子さまについての相談	江東児童相談所	13 ページ
職業相談	墨田公共職業安定所	13 ページ
障害のある方（お子さま）に関する福祉全般の相談	東京都心身障害者福祉センター	13 ページ

●障害者福祉課（区役所 本庁舎3階）

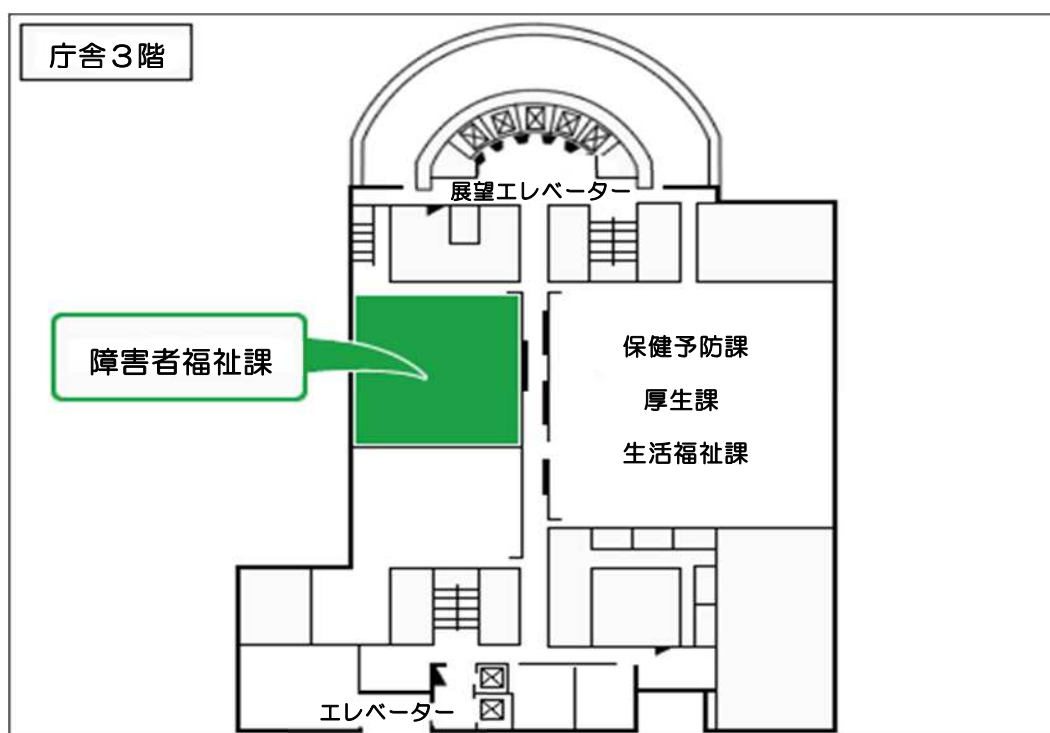
ファクシミリ 03-5608-6423

メールアドレス syougaihukus@city.sumida.lg.jp



QRコードを読み取ると、
メールアドレスが表示されます。

相 談 内 容	連 絡 先
・心身障害者（児）の福祉相談・指導・援護 ・身体障害者手帳の申請、愛の手帳の相談 ・日常生活用具、住宅設備改善費の助成、補装具等 ・自立支援医療（更生医療）の給付、交通機関の割引等 ・障害福祉サービスの相談・申請 ・施設（作業所等）への入所相談、ホームヘルプサービス、移動支援、短期入所（児童）に関する申請 など ・中等度難聴児補聴器購入費の助成	障害者相談係 電話 03-5608-6165 （身体障害者手帳関係） 電話 03-5608-1304 （愛の手帳関係）
・相談支援事業者の支援者支援等 ・障害者虐待について	障害者基幹相談支援センター 障害者虐待防止センター 電話 03-5608-1596
・心身障害者福祉手当、特別障害者手当等の給付 ・重度心身障害者医療費の助成、タクシー料金・自動車燃料費・助成共通券の交付 ・自動車改造、運転免許費用の助成、福祉電話 ・理美容サービス、緊急一時介護・保護 ・重度脳性麻痺者に対する手当支給 など	障害者給付係 電話 03-5608-6163
・障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の申請	事業者係 電話 03-5608-6578



●その他区役所の窓口

窓 口	相 談 内 容	連 絡 先
子育て支援課	特別児童扶養手当、児童育成手当等給付 ひとり親家庭等の医療費助成 など	児童手当・医療助成係 電話 03-5608-6376 FAX 03-5608-6404
高齢者福祉課	紙おむつ支給、配食みまもりサービス 救急通報システム など	支援係 電話 03-5608-6168
	認知症、介護予防に関する相談	地域支援係 電話 03-5608-6502
	施設入所、高齢者の権利擁護に関する相談	相談係 電話 03-5608-6171
	各業務共通	FAX 03-5608-6404
介護保険課	介護保険制度全般についての窓口	管理・計画担当 電話 03-5608-6924
	介護保険事業者に関する苦情相談受付	給付・事業者担当 電話 03-5608-6544
	介護保険の要介護認定申請の窓口 認定に伴う訪問調査	認定・調査担当 電話 03-5608-6169
	各業務共通	FAX 03-5608-6938
国保年金課	国民年金に関する業務 障害基礎年金の申請 特別障害給付金の申請	国民年金係 電話 03-5608-6130
	後期高齢者医療制度 被保険者証等の発行 医療費に関する相談	後期高齢者医療資格・給付担当 電話 03-5608-6192
	後期高齢者医療制度 保険料について	後期高齢者医療保険料担当 電話 03-5608-8100
	各業務共通	FAX 03-5608-6402
建築指導課	東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出等	指導担当 電話 03-5608-6267 FAX 03-5608-6409
学 務 課	就学相談に関すること 特別支援学級や特別支援学校に関すること	給食保健・就学相談担当 電話 03-5608-6304 FAX 03-5608-6411
選挙管理委員会 事 務 局	選挙に関する業務 郵便等投票の申込	電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412
防 災 課	災害対策に関すること 要配慮者サポート隊	電話 03-5608-6206 FAX 03-5608-6425

●墨田区障害者基幹相談支援センター

地域における相談支援体制の中核的な役割を担う機関として、障害者基幹相談支援センターを開設しました。

障害のある方が安心して地域生活を送れるよう、相談支援事業所等との連携強化を図り、相談支援体制の充実と強化に取り組めます。

【機能】

- ①総合相談・専門相談：相談支援事業所等の専門的な相談窓口
- ②相談支援体制強化：事業者支援と支援者支援、連携体制構築
- ③障害者虐待防止センター：次項参照
- ④地域移行・地域定着：長期入院・入所者の地域移行に関する普及啓発、地域定着の促進

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 障害者基幹相談支援センター
電話 03-5608-1596 FAX 03-5608-6423

●墨田区障害者虐待防止センター

虐待は、障害のある方の尊厳をおびやかす、自立や社会参加を妨げる深刻な問題です。このため平成24年10月1日に障害者虐待防止法*が施行されました。

虐待は、虐待している人にその認識がない場合や、虐待を受けている人が自分で被害を訴えられない場合などがあります。小さな兆候を見逃さず早期に発見することが、虐待の防止にはとても大切です。

※障害者虐待防止法…「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（虐待の例）

虐待は、身体的な暴力ではありません。

身体的虐待	たたく、蹴る、つねる、縛る、閉じ込めるなどの暴行や拘束をすること
性的虐待	障害のある方に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること
心理的虐待	どなる、ののしる、悪口を言う、無視をするなどの言葉や態度で、障害のある方に精神的な苦痛を与えること
放棄・放任 （ネグレクト）	食事を与えない、長時間放置する、医療・福祉等の必要なサービスを受けさせないなど、障害のある方の心身の状態を衰弱・悪化させること
経済的虐待	障害のある方の同意なしに（またはだまして）預金・年金・賃金などの財産を勝手に使うこと 日常生活に必要な金銭を渡さないなど不当に金銭の使用を制限すること

（虐待の種類）

障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。

日常生活の場で	障害福祉サービスを受ける場で	働く場で
障害のある方の介護や世話をしている家族・親族などによる虐待	障害のある方が利用するサービス事業所の職員による虐待	障害のある方を雇い働かせている事業主などによる虐待

虐待を受けたとき、虐待を発見したとき、虐待の疑いがあるときは・・・

下記「墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル」に、ご連絡・ご相談ください。

24時間、土曜・日曜・祝日も受け付けます。

匿名による連絡も可能です。また連絡をした方の秘密は守ります。

虐待を発見した場合は、障害者虐待防止法により速やかな通報が義務付けられています。

【連絡先】

墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル 電話 03-3625-1103

障害者福祉課ファクシミリ 03-5608-6423

障害者福祉課メール syougaihukus@city.sumida.lg.jp

※ファクシミリは、夜間または土曜・日曜・祝日の返信ができません。またファクシミリ・メールは、内容等により返信に日数がかかる場合や回答できない場合があります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 障害者基幹相談支援センター内障害者虐待防止センター

電話 03-5608-1596 FAX 03-5608-6423

●障害を理由とする差別の解消に関する相談等窓口

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした障害者差別解消法により、行政機関、事業者による障害者差別の禁止等が義務付けられています。区では、差別等事例の相談窓口を以下のとおり、設置していますので、ご相談ください。

※障害者差別解消法…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

【障害者差別に関する相談窓口】

障害者福祉課 障害者相談係 障害者基幹相談支援センター

電話 03-5608-1596 FAX 03-5608-6423

【障害者差別解消法の制度等に関する問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6217 FAX 03-5608-6423

●保健センター

健康に関する相談・指導を行っています。

【業務内容】

- ① 健康相談、保健・栄養指導
- ② 精神障害などの相談、医療助成
- ③ 難病医療費、小児慢性特定疾病医療費の助成

【所在地】

南部地区の方

健康推進課（本所保健センター） 墨田区東駒形 1-6-4 電話 03-3622-9137
FAX 03-3623-2108

北部地区の方

健康推進課（向島保健センター） 墨田区東向島 5-16-2 電話 03-3611-6135
FAX 03-3611-3113

●高次脳機能障害の方の相談窓口

脳卒中や交通事故などで、高次脳機能障害を発症し、記憶障害や感情障害等でお困りの方のための相談（電話・窓口）を行っています。

【相談日時】

月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 4 時＊祝日を除く

【相談場所】

すみだ福祉保健センター（向島 3-36-7）

【相談内容】

・療養相談、医療機関やリハビリ等の相談、就労支援・障害年金・障害福祉サービスの利用等の相談

【費用】

無料

【問合せ】

すみだ福祉保健センター 電話 03-5608-3738 FAX 03-5608-3730

●江東児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談について、「ともに考え、問題を解決していく」東京都の相談機関です。

【業務内容】

- ① 子どもとその家族の必要な相談
- ② 児童福祉施設への入所措置、里親等への委託措置
- ③ 子どもを緊急に保護する場合の一時保護
- ④ 愛の手帳の交付・更新等の手続き

【所在地】

江東区枝川 3-6-9 電話 03-3640-5432 FAX 03-3640-5466

●東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所として、手帳の交付や補装具の処方・適合判定など、援護の実施者である区市町村に対する専門的支援を行っています。

【業務内容】

- ① 身体障害者手帳の交付（区役所障害者福祉課を通じて申し込んでください。）
- ② 補装具の判定（区役所障害者福祉課を通じて申し込んでください。）
- ③ 愛の手帳の判定・交付（判定予約は直接下記専用電話におかけください。）
※18歳未満の方は児童相談所にご相談ください。
- ④ 高次脳機能障害のある方の相談・支援（相談は直接下記専用電話におかけください。）

【窓口時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

【所在地】

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

【愛の手帳（18歳以上）の判定予約専用電話】

電話 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

【高次脳機能障害専用電話相談】

電話 03-3235-2955 FAX 03-3235-2957

※受付は午後4時までとなります。

●墨田公共職業安定所（ハローワーク墨田）

担当の専門官が配置されており、ケースワーク方式による入念な職業相談が行われています。聴覚に障害のある方のために手話通訳付の相談日もあります。

【ご利用時間】

平日（月～金）

8時30分～17時15分

※土・日・祝日は休み

【所在地】

墨田区江東橋 2-19-12

電話 03-5669-8609（代表）

FAX 03-5600-6312

【障害のある方の職業相談コーナー】

上記代表電話にダイヤル後 48#をダイヤルしてください（自動音声案内）

●墨田区社会福祉協議会

地域住民の協力による地域福祉の推進を支援する民間団体です。

【業務内容】

- ① 小地域福祉活動（地域のささえあい活動）の推進・ふれあいサロン活動の推進
- ② 地域福祉プラットフォーム事業の推進
- ③ おもちゃサロン活動の推進
- ④ すみだ福祉サービス権利擁護センターの運営
- ⑤ すみだハート・ライン 21（住民参加型有料在宅福祉サービス）事業の実施
- ⑥ ミニサポート事業の実施
- ⑦ すみだファミリー・サポート・センター（子育て支援）事業の実施
- ⑧ 応急小口資金・生活福祉資金の貸付（→99 ページ）
- ⑨ 高齢者、障害者、児童・ひとり親家庭、福祉団体・施設への支援
- ⑩ 歳末たすけあい運動の実施
- ⑪ 地域の福祉に関する調査、普及・宣伝、連絡・調整
- ⑫ ボランティア活動の推進

【所在地】

墨田区東向島 2-17-14（すみだボランティアセンター内）

電話 03-3614-3900 FAX 03-3612-2944

●民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された地域で活動するボランティアで児童委員も兼ねています。担当地域内の生活に困っている方や障害者、児童、高齢者などの問題について相談に乗り、内容に応じて関係機関へつなぎます。

【問合せ先】

厚生課 厚生係 電話 03-5608-6150 FAX 03-5608-6403

●相談員

民間の協力者で心身に障害のある方の福祉全般に関する相談を行っています。

【利用方法】

相談はお近くの相談員へご連絡ください。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係

電話 03-5608-6165（身体障害のある方） 03-5608-1304（知的障害のある方）

FAX 03-5608-6423

身体障害者相談員

(令和8年3月31日まで)

氏 名	住 所	電 話
三宅 裕	墨田区東向島 1-2-7-202	080-3083-1419
高山 和子	墨田区緑 3-6-5-501	03-5610-9080
荘司 ちづ子	墨田区本所 3-28-10	03-3623-5404 (FAX)
篠木 修子	墨田区東向島 3-15-21-503	03-3619-5847 (FAX)
菊池 昌子	墨田区石原 3-27-1	03-3621-1891
伊藤 加代子	墨田区八広 4-19-12	03-3616-7480
小久保 明	墨田区亀沢 4-18-11 のぞみの家	03-3624-3154

知的障害者相談員

(令和8年3月31日まで)

氏 名	住 所	電 話
庄司 道子	墨田区亀沢 1-19-7	03-3626-5070
八代 純子	墨田区東向島 1-13-14	03-3610-5561
折笠 春江	墨田区石原 3-1-3	03-3622-3819
佐々木 啓子	墨田区堤通 2-8-15-1204	03-3613-5481
本間 芳美	墨田区錦糸 1-2-5-1201	03-3626-1174